

社会福祉法人 指導監査結果（令和2年度）

令和3年3月31日現在（「所在地」「法人名」は指導監査実施日現在）

所在地	法人名	指導監査実施日	文書による指導の内容	指導に対する是正状況	備考
佐川町	社会福祉法人尾川児童福祉協会	R2.9.10	なし		
日高村	社会福祉法人日高児童福祉協会	R2.9.25	なし		
四万十市	社会福祉法人梶の木福祉会	R2.10.7	法人が作成した「理事長等の専決業務に関する規程」第2条第1項（5）及び（6）について、具体的な金額を定め、理事長の専決する業務の範囲を明確にしておくこと。	改善済	
田野町	社会福祉法人ぶらうらんど	R2.10.8	①経理規程に会計責任者を定めるのみで、出納員の規定漏れが認められた。法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきであることから、経理規程に出納員に係る規定を定めること。	改善済	
			②障害児相談支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、児童家庭支援センター及びその他の受託事業に係る区分経理漏れが認められた。それぞれの区分経理を行うために必要なサービス区分を設けること。	改善済	
佐川町	社会福祉法人佐川町児童福祉協会	R2.10.22	なし		
日高村	社会福祉法人日高村社会福祉協議会	R2.11.6	財産目録と定款の基本財産が一致していないことが認められた。財産目録の基本財産は、定款の規定と一致させること。	改善済	
香美市	社会福祉法人土佐香美福祉会	R2.11.11	①法人が作成した「理事長専決事項及び業務執行理事の執行業務に関する規程」第2条第1項（5）について、具体的な金額を定め、理事長の専決する業務の範囲を明確にしておくこと。	改善済	
			②業務執行責任者の理事長が自らを統括会計責任者に任じ、権限が集中して内部牽制が十分図られているとは言い難い体制になっていることが認められた。統括会計責任者については、理事長と異なる者を任命するよう改めること。	改善済	
			③有形リース資産に係る計上の仕方が異なることにより、貸借対照表の減価償却累計額と計算書類に対する注記における減価償却累計額が一致しない記載になっていることが認められた。注記は計算書類に対するものであることを踏まえた記述を行うこと。	改善済	
			④100万円を超える物品購入、工事発注に際して、契約書を作成していない事例が認められた。競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成すること。	改善済	
馬路村	社会福祉法人馬路村社会福祉協議会	R2.11.25	なし		
大川村	社会福祉法人大川村社会福祉協議会	R2.12.1	なし		
奈半利町	社会福祉法人奈半利町社会福祉協議会	R2.12.22	なし		
四万十町	社会福祉法人清流会	R3.1.27	なし		